各指定都市等の状況

資料２－２

（令和8年2月末時点）

No.	都市名	内容（方向性）	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
1	札幌市	・検討中（令和８年度以降、段階的に実施予定）	休日								
			平日								
2	仙台市	・令和８年に推進計画を策定予定。	休日								
			平日								
3	さいたま市	・検討中	休日								
			平日								
4	千葉市	・令和５年８月に推進計画を策定。 ・令和８年度の夏季から、休日の部活動を地域クラブ活動とする予定。平日は引き続き部活動として活動。	休日		R8.夏季　完全移行						
			平日		引き続き部活動として、顧問の先生の指導のもと活動。						
5	横浜市	・令和７年度中に推進計画を策定予定。 ・休日の部活動については、令和１３年度までに地域クラブ活動への移行を目指す。	休日								
			平日								
6	川崎市	・検討中	休日								
			平日								
7	相模原市	・令和７年度中に推進計画を策定予定。 （令和７年４月11日、部活動地域移行審議会が取りまとめた答申書を市長へ提出）	休日								
			平日								
8	新潟市	・令和６年11月に推進計画を策定。 ・令和８年４月からは、休日の部活動は行わない。平日は学校判断とし、実施する場合は最長16:45まで（教員の勤務時間内）。	休日		R8.4　完全移行						
			平日		学校判断。実施する場合は16:45まで。						
9	静岡市	・令和７年１月、これまで示していた方針（令和８年夏、休日の部活動を終了すること）を変更。平日・休日ともに令和９年９月に地域クラブへ移行（転換）する予定。	休日			R9.9　完全移行					
			平日			R9.9　完全移行					
10	浜松市	・令和５年５月に推進計画を策定。 ・休日の部活動については令和８年９月を目標に、地域クラブ活動への移行を進める（８年８月までを改革推進期間）。	休日		R8.9　随時移行						
			平日		まずは休日の部活動から段階的に移行。						

No.	都市名	内容（方向性）	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
11	名古屋市	・令和６年３月に推進計画を策定。 ・７年10月より大会参加等を除いた休日部活動を実施しない。また、活動時間等の見直しを行いながら、平日部活動は継続。	休日	R7.10～　部活動は大会参加時のみ							
			平日	当面は活動時間等の見直しと、外部人材拡充等で教員の負担軽減と指導者育成を図る。							
12	大阪市	・令和５年度より、区内近隣校で設定した４拠点（東淀川区、都島区、西区、東住吉区）でモデル事業、都島区と近隣区の特別企画「SAKURAスポーツクラブ」を実施。方向性は検討中。	休日								
			平日								
13	堺市	・令和６年10月「部活動地域連携・地域移行の取組状況報告書」を作成。	休日								R14　完全移行
			平日								休日の部活動から段階的に移行。
14	神戸市	・令和８年９月より、平日・休日ともに神戸の地域クラブ活動「KOBE◆KATSU（コベカツ）」を開始予定（令和６年12月16日に公表）。令和７年９月より一部でコベカツを先行実施。	休日	（先行実施）	R8.9　完全移行						
			平日	（先行実施）	R8.9　完全移行						
15	岡山市	・令和５年３月に推進計画を策定。 ・令和11年度、休日部活動の完全地域移行を目指す。平日の移行も視野に入れ、まずは休日の部活動から段階的に移行する。	休日					R11.4　完全移行			
			平日					まずは休日の部活動から段階的に移行。			
16	広島市	・検討中（段階的に休日の部活動を地域へ移行）	休日								
			平日								
17	北九州市	・令和７年５月に推進計画を策定。 ・令和７年度から休日の部活動を縮小、平日の活動時間を短縮。令和９年９月には大会参加を除いた休日の部活動を実施しない。	休日			R9.9　完全移行					
			平日			まずは休日の部活動から段階的に移行。					
18	福岡市	・検討中（当面は学校部活動の地域連携を推進）	休日								
			平日								
19	熊本市	・令和７年３月に推進計画を策定。学校部活動は今後も継続。 ・令和９年度からの「新しい学校部活動」の開始を目指し、拠点校や地域人材を活用した「チャレンジクラブ」等を進める。	休日	学校部活動は継続		「新しい学校部活動」の実施					
			平日	学校部活動は継続		「新しい学校部活動」の実施					

20	京都府	・令和６年３月に推進計画を策定。 ・令和８年度以降、子どもたちにふさわしいスポーツ・文化芸術活動を着実に増加させることを目指す。	休日		（R8年度以降、更なる部活動改革を推進）						
			平日		休日の次のステップとして平日の構築に取り組む。						

上記の内容は、各都市において公表されている情報を元に本市において整理したもの。未確定の内容も含まれている。

各指定都市等の状況

※ 各都市において公表されている情報を元に本市において整理したもの

	札幌市	仙台市	さいたま市
推進計画／答申	推進計画未策定	推進計画未策定 （令和8年に推進計画を策定予定）	推進計画未策定
休日部活動の方向性		・完全移行を目指す	
平日部活動の方向性			
将来像・目的			
方向性（その他）			

	千葉市	横浜市	川崎市
推進計画／答申	推進計画（令和5年8月）	推進計画未策定 （令和7年度中に推進計画を策定予定）	推進計画未策定 （令和7年度末に推進計画を策定予定）
休日部活動の方向性	・令和8年度の夏季から、休日の部活動を地域クラブ活動として活動する計画。 ・現在学校に設置されている部活動の休日に行う活動を「地域クラブ活動」として活動。	・令和13年度までに地域クラブ活動への移行を目指す。	
平日部活動の方向性	・平日は、引き続き部活動として顧問の先生の指導の下、活動。		
将来像・目的			
方向性（その他）	【指導者確保及び質の保障】 ・競技歴や指導歴のある指導者を募り、地域クラブでの指導に関する研修を実施後派遣。		

	相模原市	新潟市	静岡市
推進計画／答申	答申（令和7年4月11日、 令和7年度中に推進計画を策定予定）	推進計画（令和6年11月）	推進計画（令和7年12月）
休日部活動の方向性		・令和8年4月からは、休日の部活動は行わない。	・当初は、令和8年度夏に全ての学校で平日・休日ともに部活動を終了し、シズカツ※を全市展開することとしていたが、方針を見直し、令和7年1月に平日・休日ともに令和9年9月に「（仮称）しずおか地域クラブ活動」へ移行（転換）することを公表。 ※シズカツ 近隣2～5校程度を一つのエリアとするエリア制クラブ活動（市の事業で、指導者は市民コーチや教員等）
平日部活動の方向性		・学校判断。実施する場合は最長16:45まで。	・平日・休日ともに令和9年9月に「（仮称）しずおか地域クラブ活動」へ移行（転換）。
将来像・目的		急激な少子化の中にあっても、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保を目指し、地域全体で関係者が連携して支え、子どもたちの豊かで幅広い活動機会をつくる。	部活動から地域クラブ活動への転換を好機と捉え、「全市民が、豊かなスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる基盤構築」を目指す。 既存の仕組みに捉われず、学校施設や生涯学習施設などの市が保有する「施設」と「社会の人材」を最大限活用し、市民や民間企業・団体の皆様との共働により、持続可能な基盤体制を創出。
方向性（その他）		【受け皿団体リストの作成】 ・地域運動活動・文化活動の団体リストを作成し、生徒の選択肢を可視化する。	【指導者の確保】 ・従来のように1人の指導者が全てを担うシステムではなく、役割を定義したうえで、子どもたちを主役にしながら、伴走・支援できる人材をつなげていく。学生から高齢者まで地域人材をネットワーク化し、分業制も視野に入れることで、指導者確保（市民参画）の方策となると考える。
		【施設の有効活用】 ・令和8年度から、平日は17時以降、休日は終日、学校施設を地域に開放する。	【種目】 ・「指定種目クラブ」と「個別認定クラブ」の2種類を設ける。 〇指定種目クラブ：市が指定した種目のクラブで、児童生徒へのアンケート結果等を踏まえて決定することとし、3年を目安に種目を見直す。 〇個別認定クラブ：市民や民間企業・団体等が任意で設置したクラブで、要件等に基づき市から認定を受けたものを「個別認定クラブ」とする。
			【活動場所】 ・指定種目クラブは、1クラブ当たりの参加者を一定程度確保することが望ましいため、複数の中学校区をひとつの単位とした「エリア」を基礎単位として設置。活動場所は原則としてエリア内のいずれかの中学校とし、統括団体との協議により決定。 〇個別認定クラブの活動場所は、学校施設だけでなく、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、民間事業者等が有する施設を活用。
			【費用】 ・国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、可能な限り低廉な参加費等を設定する。 ・指定種目クラブは、部活動と同程度の、一人当たり月3,000円～5,000円程度の費用を負担いただくことを想定。 〇経済的に困窮する世帯の生徒への支援は今後検討。

	浜松市	名古屋市	大阪市
推進計画／答申	推進計画（令和5年5月）	推進計画（令和6年3月）	推進計画未策定
休日部活動の方向性	・令和8年9月を目標に地域クラブ活動への移行が進められるように、令和8年8月までを改革推進期間とし、地域の実情に応じてできるところから地域移行を進めていく。 （令和8年9月以降、休日のクラブ活動を地域クラブ活動に随時移行）	・令和6年10月から、部活動の活動基準を段階的に見直し、令和7年10月からは大会参加等を除いた休日の部活動は行わない。 ・令和7年10月以降の休日の活動は、部活動との連続性はなくなる。地域の大小さまざまな任意団体・事業者等により、部活動と異なる「地域団体の多様な任意活動（地域クラブ活動）」が生徒に提供されて自由に選択ができるよう、活動環境の整備を進める。	
平日部活動の方向性		・活動時間の見直しを行いながら、平日の部活動は継続。	
将来像・目的	持続可能で、スポーツ文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を実現する。	生徒のニーズや時代の変化に合わせて、生徒が多様な活動に主体的に参加できる機会を確保する。	
方向性（その他）	【実施体制】 ・学校教育部や市民部（文化振興担当）、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる地域クラブ活動協議会を令和5年度に設置し、持続可能で、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を実現する、具体的な方策を検討する。	【運営団体・実施主体】 ・土日クラブ活動は団体登録制。活動団体は、名古屋市教育委員会に登録申請を行い、審査を経て、登録証の交付を受ける。登録要件は、活動団体のスタッフは3人以上で構成すること、団体規約等を定め遵守していること等。	
	【運営団体・実施主体】 ・生徒が安心して活動できる環境を整備することが重要であり、運営団体・実施主体となる団体の整備充実や保護者・学校・地域の連携が必要不可欠である。地域の実情を把握した上で、既存の環境を生かしつつ、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術等に親しむ多様な活動を支援する。	【なごや土日クラブ活動ポータル】 ・名古屋市における土曜日・日曜日のクラブ活動の登録情報や活動情報等を掲載した専用ウェブサイト「なごや土日クラブ活動ポータル」の運用を開始。	
	【指導者確保（人材バンク等）】 ・地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保するため、学校運営協議会から意見を聴取する。 ・地域クラブ活動とのマッチングシステムの導入を検討するほか、人材バンク等の仕組みづくりを進める。	【中学校施設の使用】 ・土日クラブ活動の登録証の交付を受けた団体は、専用ウェブサイトから中学校施設を使用するための申込みを行う。使用可能日時は、土・日曜日の午前9時～正午及び午後1時30分～午後4時30分。申込開始時期は、使用する日の属する月の2月前。使用料は、運動場800円/回、体育館等900円/回、特別教室等600円/回。体育館で冷暖房設備を使用する場合は2,100円/回。	
	【指導者の質の保障】 ・指導者については、人材バンクを通じた登録制とし、登録基準等について検討する。 ・質の保障という観点から、それを補完する研修等の実施について検討する。 ・生徒からの相談窓口を設置する。	【研修等】 登録申請を行った活動団体の指導者等全員が、委員会が指定する研修動画を受講し、かつ確認テストに合格しなければ登録証の交付を受けることはできない。また、研修動画の他に、委員会が指定する研修も受ける必要がある。	
	【施設の有効活用】 ・学校施設の利用に関しては、地域移行に協力しようとするスポーツ・文化芸術団体等が優先的に利用できるものとする。 ・利用の際に発生する事務負担等、直接、教師等に負担がかからないよう、キーレス等の環境整備を進めるとともに、利用実態に則した学校施設の環境整備を進める。 ・活動を行う団体等が、学校施設、社会教育施設をはじめとするスポーツ施設や文化施設等を利用する場合の経費等の負担軽減や利用しやすい環境づくりについての支援策を検討する。	【参加者】 ・名古屋市内在住の中学生。ただし、主な参加者が中学生であるときは、中学生以外の方も参加できる。また、土日クラブ活動は中学校区の枠を超えて、市内全域から自由に種目を選び、参加できる。	
	【経済的に困窮する生徒への支援】 ・経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。 ・学校部活動の地域移行などの変革期において、地域の生徒たちを応援するため、企業や地元出身のスポーツ選手や文化人などから協力が得られることも期待できるため、今後のジュニアスポーツの支援体制づくりと並行し、基金や協力資金の受け入れ方について検討する。	【月会費等】 各団体の活動を持続可能なものにするため、会費制とし、参加者にご負担いただく。なお、経済的理由等により、参加が困難な生徒の保護者の負担を軽減するため、一定の条件を満たす場合は、令和7年度は12,000円/年を上限として市が支援。	

	堺市	神戸市	岡山市
推進計画／答申	推進計画未策定	推進計画（令和6年12月）	推進計画（令和5年3月）
休日部活動の方向性		・令和8年9月より平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「神戸の地域クラブ活動（KOBE◆KATSU（コベカツ））※を開始予定（令和6年12月公表）。令和7年9月より一部でコベカツを先行実施。 ※KOBE◆KATSU（コベカツ）とは ・地域のスポーツ団体をはじめとした幅広い団体が主体となり、中学校の施設を活用し、スポーツや文化活動など、子どもたちに活動の場を提供。 ・活動団体は登録制とし。教育委員会が公募し、審査を行った上で登録。 ・「KOBE◆KATSU」の各クラブの運営に必要な最低限の費用は原則として各家庭にご負担いただく。	・１１年度の休日部活動の完全地域移行を目指す。 ・国の提言及びガイドラインの内容を踏まえ、まずは休日の部活動から段階的に地域移行する。
平日部活動の方向性		・令和8年9月より平日も完全移行を目指す。	・平日の地域移行も視野に入れ 、できるところから取り組む。
将来像・目的		～やりたいことに、きっと出会える～ KOBE◆KATSU（コベカツ） ・神戸総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域の幅広い団体が主体となり、中学校の施設を活用し、スポーツや文化活動など、子供たちに活動の場を提供する。 ・子供たちは学校の枠を越えて、自身が「やりたいこと」を選んで活動する。 ・子供たちが活動の主役となり、大人が一方的に勝利至上を押し付けない。	地域移行の目標は「子どもが 、スポーツ・文化芸術活動に親しみ 、様々な体験をする機会を確保するため、 地域全体で継続的に支える仕組みを創出する。」
方向性（その他）		【団体登録制度の整備】 ・「コベカツクラブ 」の運営団体・実施主体は登録制とし、要件を満たす団体を公募し、教育委員会事務局が審査を行った上で登録する。	【段階的移行】 長年培われてきた「教師・生徒・保護者の関係性」や「部活動の教育的意義」を承継させつつ、関係者の理解を得ながら段階的に移行をしていくことが望ましいことから、当面は、学校部活動をベースに学校と地域が緩やかに連携していく形で取り組む。
		【専用ホームページ】 ・令和6年12月に開設。中学生の生き生きとしたトーンをイメージしたロゴマーク（～やりたいことに、きっと出会える～KOBE◆KATSU（コベカツ）も作成。	【学校、保護者等への理解促進】 令和４年１２月以降順次、中学校、モデル校、保護者 、PTA、 小学校等 への説明・周知を実施する。
		【中学校施設】 ・平日は16時から20時 30分のうち２時間程度まで、学校の休業日は18時までの日中のうち３時間程度までを基本とする。 ・「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、中学校施設を使用する場合、学校行事等を考慮した上で、活動計画を作成する。神戸市教育委員会において利用調整を行う。	【運営組織の整備】 令和5～7年度において、地域移行や移行後の運営面の中核を担う 運営組織の検討・整備を実施 する。 ＜具体的な役割＞ ◇指導者の発掘、確保 、情報集約 ◇学校の相談受付 、学校への指導者配置 ◇指導者の資質・能力 向上のための研修会開催 ◇指導者への報酬 、 交通費等 の支払い ◇生徒や指導者の傷害保険加入事務 ◇活動用具等の維持管理 ◇事務局の管理運営等
		【指導者研修】 ・「コベカツクラブ」の指導者（見守りのみを行うスタッフを含む）は、神戸市教育委員会が指定する以下の研修を活動開始までに必ず受講する。また、活動を継続する場合は 、 毎年受講する。 (1)中学生の指導にあたり配慮すべき事項 (2)安全管理 (3)熱中症予防 (4)ハラスメント防止	
		【参加者】 ・生徒等（参加範囲を柔軟に設定）	
		【費用負担の在り方】 ・「KOBE◆KATSU」は会費制とし、各クラブの運営に必要な最低限の費用は原則として受益者（各家庭）が負担する。	

	広島市	北九州市	福岡市
推進計画／答申	推進計画未策定	推進計画（令和7年５月）	推進計画未策定
休日部活動の方向性	・段階的に休日の部活動を地域へ移行	・令和8年度までに段階的に休日の活動を縮小、令和9年９月には大会参加を除いた休日部活動を廃止（地域クラブ等へ完全移行）。	
平日部活動の方向性		・令和8年度までに平日の活動時間を短縮。	
将来像・目的		急激な少子化の進展の中にあっても、子どもたちが将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を確保することが推進の目的。	
方向性（その他）		【運営団体・活動場所】 ・部活動地域展開後の受け皿となる運営団体等を確保するため、「北九州市地域クラブ活動」に該当する団体の認定制度を整備する。 ・北九州市地域クラブ活動に認定された団体は、学校での周知や学校施設が可能となるよう各種制度の整備を検討。	
		【指導者確保（人材バンク）】 ・登録型「人材バンク」を整備 ・学校部活動や地域クラブ活動等 に対応 ・指導者の量を確保するとともに、質も担保	
		【団体登録制度の整備】 ・「地域クラブ活動」に該当する団体の登録制度を整備 ・受け皿となる団体を確保するとともに、質も担保	

	熊本市	京都府
推進計画／答申	推進計画（令和7年3月）	推進計画（令和6年3月）
休日部活動の方向性	・学校部活動は継続	休日における「学校部活動の新しい活動スタイルの進捗状況等を検証し、更なる部活動改革を推進する。（令和8年度以降）
平日部活動の方向性	・学校部活動は継続	地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の構築について、まずは、休日における構築を着実に進めた上で、次のステップとして平日の構築に取り組むことを基本とする。
将来像・目的	教職員や地域人材で指導を希望する者が指導することを前提に、学校部活動は今後も継続。令和9年度からの「新しい学校部活動」の開始を目指し、拠点校や地域人材を活用した「チャレンジクラブ」等を進める。 【基本方針】 Ⅰこどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る Ⅱ学校部活動の教育的意義や役割を保持する Ⅲ指導者の確保を含む運営体制の充実を図る Ⅳ持続可能な運営費用を確保し、全ての指導者に適正な対価を支払う	令和8年度以降、子どもたちにふさわしいスポーツ・文化芸術活動を着実に増加させることを目指す。
方向性（その他）	【多様な志向を持つ生徒への対応】 生徒、保護者の多様なニーズに応えるため、親しむことや楽しむことを中心とした「チャレンジクラブ（仮称）」やこれまでになかった活動等の創設を可とする。各学校や地域の実情に応じ、生徒たちが主体的に活動するなど、多様な活動を体験できる場をつくる。	【多様な志向を持つ生徒への対応】 生徒が、学校部活動以外にも地域クラブ活動を選択できるようガイドブックを作成する（令和8年度以降）
	【エリア制】 学校間によるペアリングを推進し、合同部活動等をモデル事業から実施する。その後、成果や課題の検証を行い、地域、学校の実情に応じて全市へ展開する。また、部活動数の適正化も行う。	【施設の有効活用】 開放型地域クラブ以外の府立学校施設を活用したスポーツ教室等の実態を踏まえ、学校部活動の新しい活動スタイルの受け皿として中学生を支援する。（令和7年度以降）
	【指導者確保（人材バンク）】 学校部活動の持続可能な運営体制の構築を図るために、地域人材の登用や指導者の研修・育成等を行う人材バンクを設置する。	【指導者確保（人材バンク）】 各関係団体や学校が指導者を発掘する手立てとして、人材バンクを設置・活用するための準備を進める。
	【費用負担の在り方】 放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）等の諸制度を参考として、公費負担と受益者負担の在り方を整理するとともに、経済的に厳しい家庭や多子世帯等でも参加できるように支援体制を構築する。	【府立高等学校附属中学校における新しい活動スタイルへの移行】 府立高等学校附属中学校における休日の学校部活動の地域連携・地域移行を目指す。